

「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その月に寄せられた内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

相談受付件数

平成26年1月に受け付けた相談は185件でした。車種別の内訳は、新車関係100件、中古車関係64件、内容別の内訳は、表示関係139件、景品関係17件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	100	64	21	185
表示関係	83	56	0	139
景品関係	12	0	5	17
その他	5	8	16	29

相談者内訳

相談者の内訳としては、「広告代理店等」が55件と最も多く、次に「メーカー系ディーラー」が33件となり、合わせて全体の約48%を占めています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	41	8	6	55
メーカー系ディーラー	27	3	3	33
自動車関係団体	13	12	4	29
中古車情報誌社	1	19	3	23
中古車専門店	1	13	2	16
メーカー	10	6	2	18
新聞社	5	3	0	8
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	0	1	3

新車関係

◆表示関係の相談内訳

1月は「消費税関係」に関する問い合わせが30件で全体の約36%を占めており、その内容は消費税率引上げに伴う価格の表示方法等の問い合わせです。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	9	⑤特定用語	2
表示方法	3	新発売等	2
付属品・特別仕様	1	⑥税金・諸費用	46
値引き表示	3	消費税関係	30
割賦・リース	1	その他（税金）	16
その他（価格）	1	⑦各種制度	2
②車名・仕様区分	1	免・減税関係	1
③特定事項の表示	6	その他（各種制度）	1
ランキング	1	⑧広告表現・企画の可否	15
燃費	2	広告表現の可否	12
安全・環境	1	企画の可否	1
写真・イラスト	1	抽象的な問合せ	2
特別仕様・限定	1	⑨その他	1
④下取関係	1	合計	83

◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
総付景品(もれなく)	3	オープン懸賞	3
一般懸賞(抽選等)	4	抽象的な問合せ	2
		合計	12

★今月のポイント★ 今回は、「消費税率5%に基づく価格が表示されているカタログの対応」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

カタログには消費税率5%に基づく価格が表示されているのですが、4月以降も使用できますか？

問い合わせへの回答

消費税率8%に基づく価格を表示した書面を差し込む等の対応により、4月以降も引き続き消費税率5%に基づく価格が表示されたカタログを使用することができます。なお、差し込み書面等には、消費税率に関する消費者の誤認を防止するため、以下の付記説明も明瞭に表示して下さい。

(売上計上日を登録(届出)日としている販売店の場合の表示例)

- ・本カタログに記載されているメーカー希望小売価格は、消費税率5%に基づく価格を表示している旨
- ・掲載車両の登録が4月以降となるため、価格については本書面に記載している価格(消費税率8%に基づく価格)となる旨

詳細については、「[消費税率の引き上げに伴う価格表示方法等の対応の手引](#)」をご参照下さい。

中古車関係

◆表示関係の相談内訳

1月は「消費税関係」に関する問い合わせが17件で全体の約30%を占めており、その内容は消費税率引上げに伴う価格の表示方法等の問い合わせです。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	9	⑥必要表示事項の表示	7
表示方法	5	走行距離数	1
支払い総額	2	仕様区分	1
割賦・リース	1	保証の有無	1
その他（価格）	1	整備実施状況	1
②特定事項	1	修復歴の有無	2
写真・イラスト	1	必要表示事項全般	1
③おとり広告	4	⑦広告表現・企画の可否	8
④下取・買取関係	3	広告表現の可否	7
⑤税金・諸費用	24	抽象的な問合せ	1
消費税関係	17		
その他（税金）	7	合 計	56

◆景品関係の相談内訳

景品関係の相談はありませんでした。

★今月のポイント★ 今回は、「3月中旬に配布する広告における価格表示の留意点」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

3月中旬にチラシ広告を配布する予定ですが、その時期なら3月末までに登録が間に合うので、チラシ広告には消費税率5%に基づく価格を表示して問題ないですか？

問い合わせへの回答

配布する時点で消費税率5%が適用となることが確実であれば、消費税率5%に基づく価格を表示することは問題ありませんが、時期的に消費税率8%が適用となる可能性があるため、以下の付記説明も明瞭に表示して下さい。

（売上計上日を登録（届出）日としている販売店の場合の表示例）

- ・販売価格は、消費税率5%に基づく価格を表示している旨
- ・登録が4月以降となる場合、消費税率8%に基づき改めて精算させていただく旨

詳細については、[「消費税率の引き上げに伴う価格表示方法等の対応の手引」](#)をご参照下さい。